

平成25年度の医学部入学定員増について

1. これまでの経緯

- 医師の養成数については、昭和57年及び平成9年の閣議決定により、入学定員を7,625人まで抑制。
- 近年の医師不足に対応するため、平成20年度より入学定員を増員し、平成24年度までに8,991人まで増員（平成19年度比1,366人増）。

<内訳>

- ・ 平成20年度は、医師不足が深刻な10県、医師養成総数が少ない2県等で計168人の増
- ・ 平成21年度は、全都道府県で計693名の増（過去最大程度までの増員）
- ・ 平成22～24年度は、地域の医師確保等の観点から、計360名（H22）、77名（H23）、68名（H24）の増

2. 平成25年度の入学定員の増員の枠組み

- 平成25年度については、22～24年度と同様の枠組みで、地域の医師確保等の観点から、緊急臨時的に次の枠組みの増を認める。

1. 地域医療への従事を条件とした奨学金、選抜枠の設定（地域枠）を行う大学の入学定員の増員

【25年度増員数：12大学、39人増】

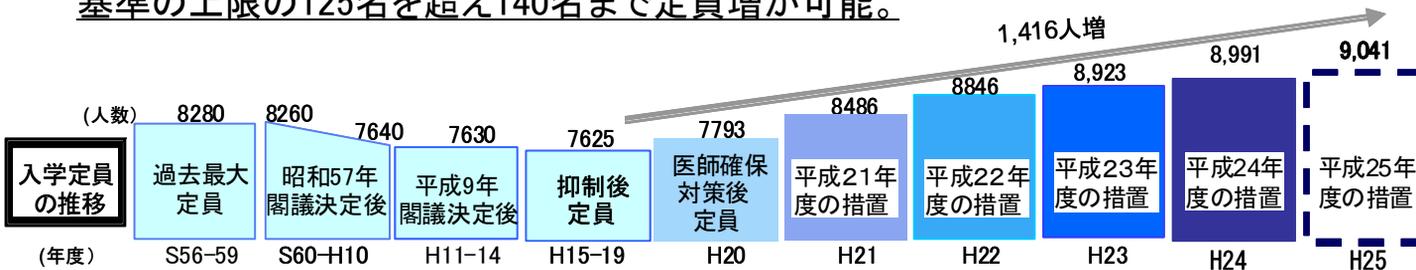
2. 複数大学の連携により研究医養成の拠点を形成する大学の入学定員の増員（研究医枠）

【25年度増員数：5大学、9人増】

3. 歯学部入学定員を減員する大学についての医学部入学定員の増員（歯学部振替枠）

【25年度増員数：1大学、2人増】

※ 平成25年度入学者から、十分な教育環境を整えることができる大学においては、現行基準の上限の125名を超え140名まで定員増が可能。



増員期間

平成31年度までの間

（以降の取扱いは、その時点の医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断）